



函館市 大間原発建設差止等訴訟 第2準備書面について

平成26年10月29日

原告訴訟代理人弁護士 中野 宏典

内容

- 1 存立維持権の具体的内容
- 2 福島第一原発事故による自治体存立の危機
- 3 被告国に対する反論①-法律上の争訟性
- 4 被告国に対する反論②-原告適格

1 存立維持権の具体的内容

ポイント①-地方自治の本旨←団体自治の帰結

- 地方自治体そのものが事実上廃止されるに等しいか、あるいはこれに準ずるほどの極めて重大な損害を被るような場合には、司法権の対象となるのは当然（憲法§92）

ポイント②-自治体における「公有財産」の重要性

- 財産の有機的結合によって行政機能が効果的・効率的に遂行される→他の財産や金銭によっては代替不可能（地方自治法§238I）

ポイント③-自治体における「地域」の重要性

- 場所的構成要素としての区域・地域（地方自治法§1の2I）

内容

- 1 存立維持権の具体的内容
- 2 福島第一原発事故による自治体存立の危機
- 3 被告国に対する反論①-法律上の争訟性
- 4 被告国に対する反論②-原告適格

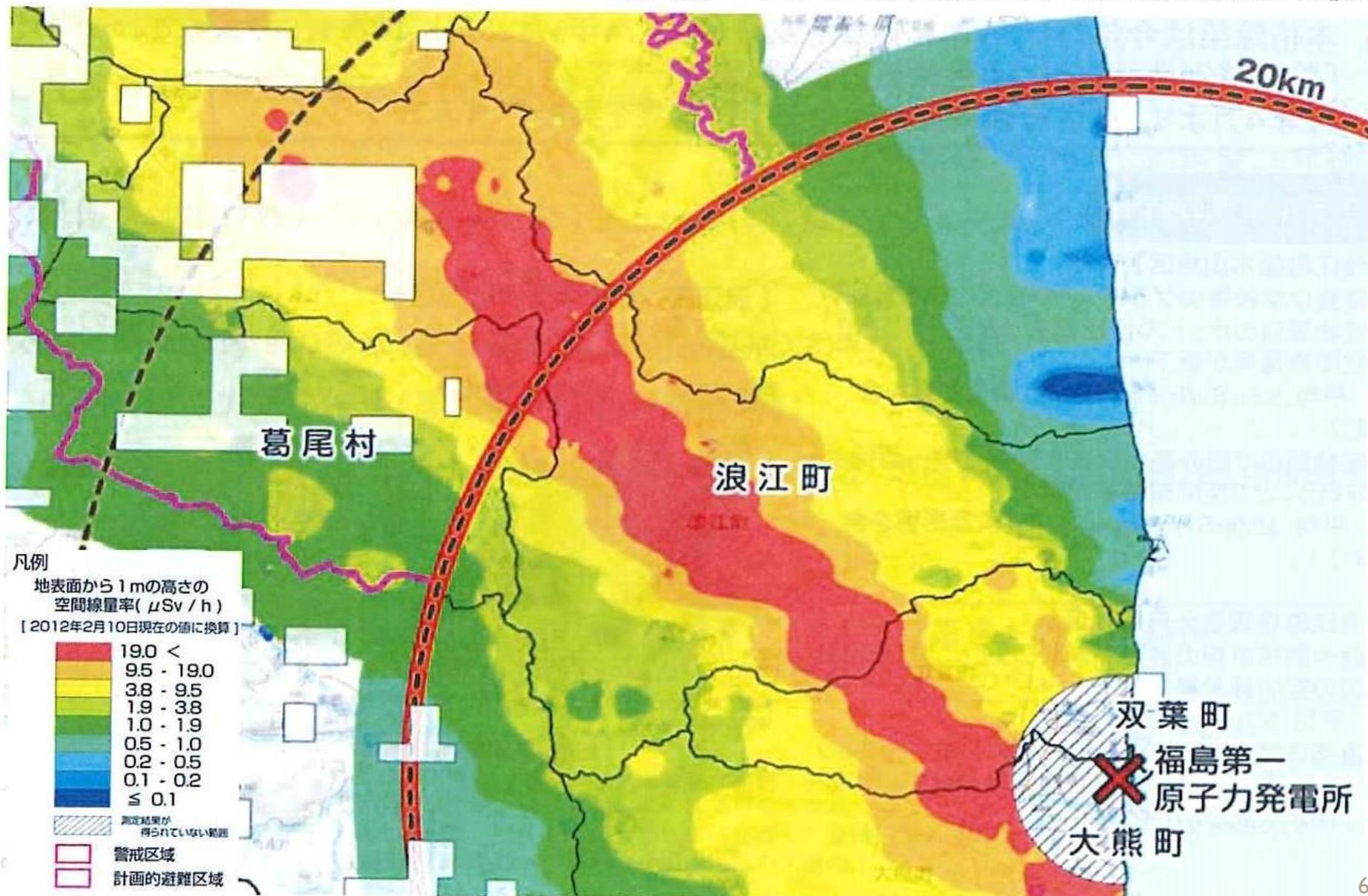
浪江町の現状と課題

平成24年6月

浪江町役場

6. 線量マップ

文部科学省「警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの測定結果について(平成24年2月24日)」より



2. 住民の避難状況

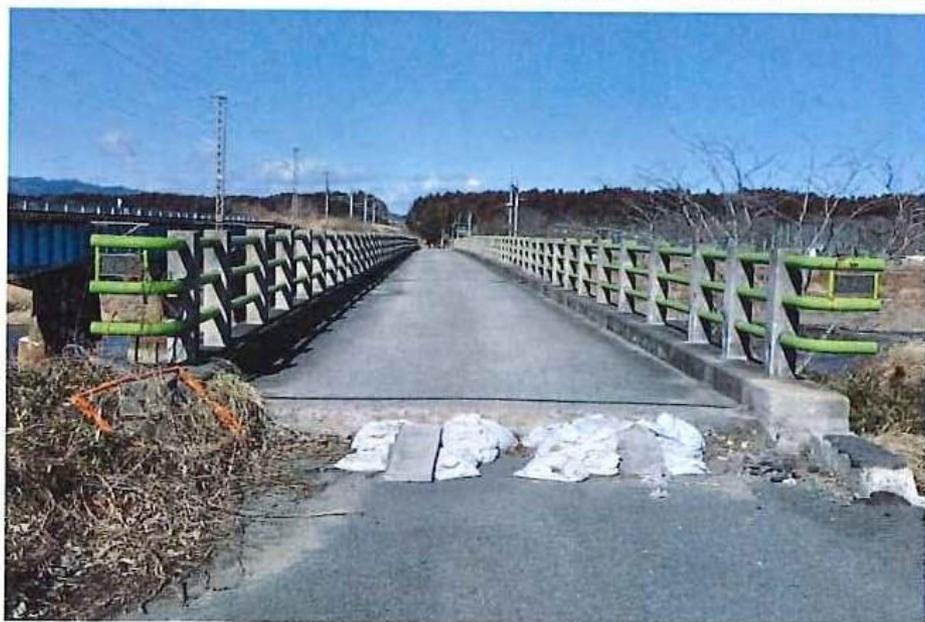
地区	事故発生前		2012年5月24日現在		避難先別人数 (2012年5月24日現在)	
	人数	世帯数	人数	世帯数	県内	県外
浪江	8,773	3,438	8,749	4,340	5,559 (63.5)	3,190 (36.5)
幾世橋	2,231	748	2,206	1,032	1,502 (68.1)	704 (31.9)
請戸	1,620	487	1,458	697	944 (64.7)	514 (35.3)
大堀	3,192	1,083	3,146	1,519	2,160 (68.6)	986 (31.4)
苅野	4,160	1,422	4,132	2,025	2,906 (70.3)	1,226 (29.7)
津島	1,458	532	1,433	715	1,251 (86.7)	182 (13.3)
合計	21,434	7,710	21,124	10,328	14,322 (67.8)	6,802 (32.2)

「事故発生前」は浪江町住民基本台帳による人口(外国人、混合世帯を除く) 「2012年5月24日現在」「避難先別人口」は転出者、転出者の出生者を含む避難先別人口 括弧は、2012年5月24日現在の人口に対する比率

4. 地震被害状況・津波被害①

○主な道路・橋梁損壊箇所

路線名等	被害概要	被害延長(m)
【道路】		
小熊田宮田線	舗装崩壊 舗装クラック	400
鳥喰後畑線 (小野田字堂前)	道路沈下、積みブ ロック亀裂、アン カー破断	300
持平南原線	道路流出	1,157
荒井前本町前	舗装崩壊 道路流出	600
荒井前向川原線	舗装崩壊 道路流出	300
本町南原線	道路流出	445
庄司口佛道線	道路流出	550
北館ノ内的場線	道路流出	1,987
両竹請戸線	舗装崩壊 道路流出	577
【橋梁】		
酒田橋(鬼久保・中 谷地線)	橋脚沈下・上流側 に傾く	120
上川原橋(大町作 内線)	橋脚座屈	120



4. 地震被害状況・津波被害②

○主な水道管損壊箇所

路線名等	被害概要	被害延長(m)
高瀬川水管橋	上部工移動変位 送水管離脱 配水管離脱	送水管L=10 配水管L=10
高区配水池	配水池周囲沈下 縦排水管離脱 進入路舗装クラック	場内各所 進入路各所
酒井橋梁添架管	送水管及び配水管 離脱及び損傷、変位	送水管L=130 配水管L=130
送水管	φ 200送水管損傷	L=10
配水管	φ 75配水管損傷	L=10



浪江町、請戸の浜の悲劇

原発事故による退避命令により、救助ができず、182名もの犠牲者を生んだ。

福島第一原発の煙突





広河隆一氏撮影『新人間の戦場』より
2011年4月 請戸の浜でこどもの遺体を運ぶ警察官

子どもの遺体を運ぶ警察官。浪江町請戸・福島県。2011年
Police officers carry the body of child. Ukedo, Namie, Fukushima prefecture. 2011



大震災の日から約1ヶ月後にようやく実施された捜索

行方不明者の捜索は、放射能の恐れがあるため、大震災発生の日から1か月も後に行われた。浪江町請戸・福島県。2011年
Searches for missing people are still conducted more than a month after the Great Earthquake because of radiation. Ukedo, Namie, Fukushima prefecture, 2011

配達されない朝刊

新聞販売店に積まれたまま、
配達されなかった3月12日の
朝刊。



平成25年2月の調査

未だに地上線量が7.88 μ Sv/h
にも達する。



平成25年2月の調査

津島地区では、車内空間線量が
10 μ Sv/hを超える地域も存在す
る。



平成25年11月の調査

立ち入ることすらできない地域が
多数存在する。



平成25年11月の調査

「除染」は、「移染」に過ぎない。
土はまとめられ、放射線を放出し続ける。



止まったままの時間

福島には、事故以降、時間が止まったままになってしまった地域が多数存在する

大地震の下の

終日運転を中止せ

ます



平成25年2月の調査

浪江町民が避難している仮設住宅の様子

2013 / 2 / 25 16 : 33

ホールボディカウンタ
←

カット・パーマ・カラー
↑
なみえ美容
この奥 二本松店

床屋なみえ
← あち

平成25年2月の調査

「なみえ美容」「床屋なみえ」など、浪江の名前を守るため、懸命に努力している

2013 / 2 / 25 16 : 31

南相馬市の現状と

浜通りの復興に向けた提言



相馬野馬追祭

心ひとつに
世界に誇る
南相馬の復興を...



All hearts united
for the rebirth of Minamisoma!
2011.03.11

平成26年6月9日



南相馬市長 桜井 勝延



南相馬ソーラー・アグリパーク

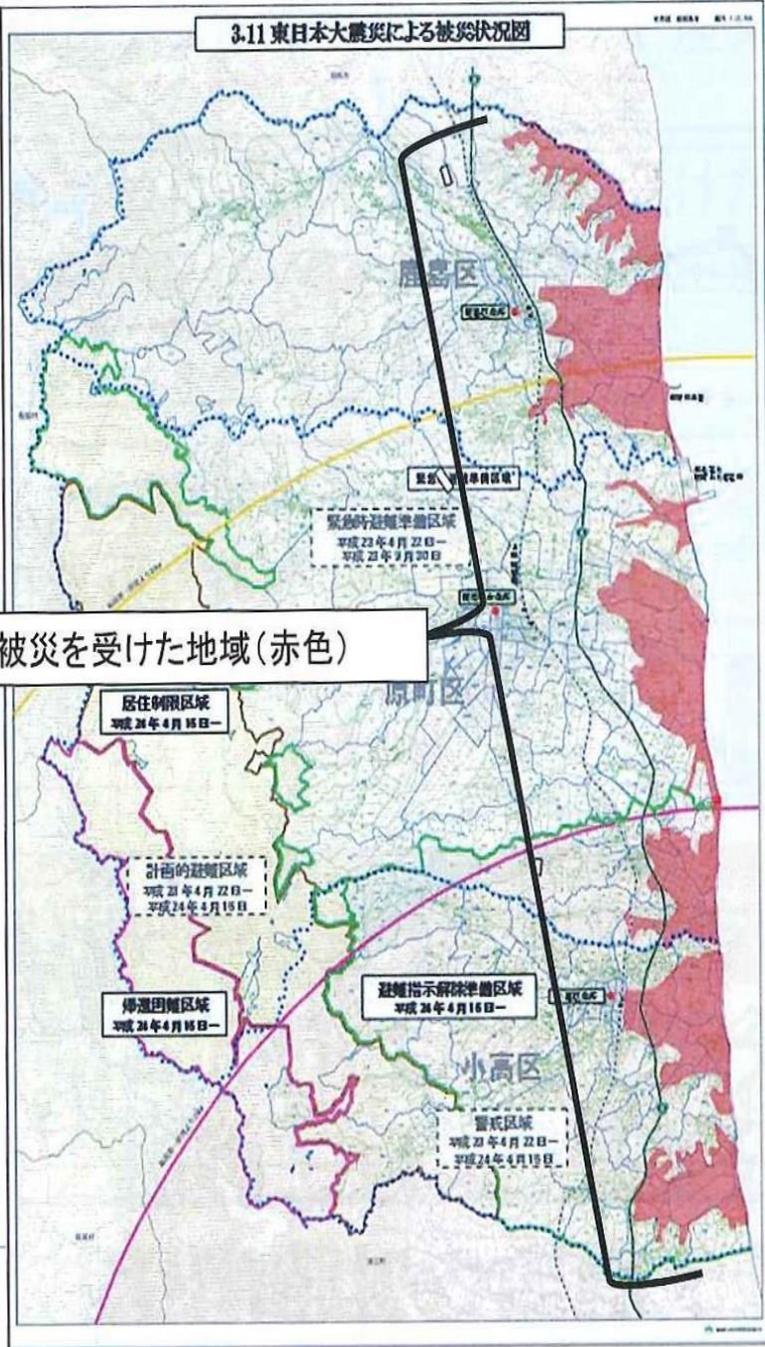


サービスエリア利活用拠点

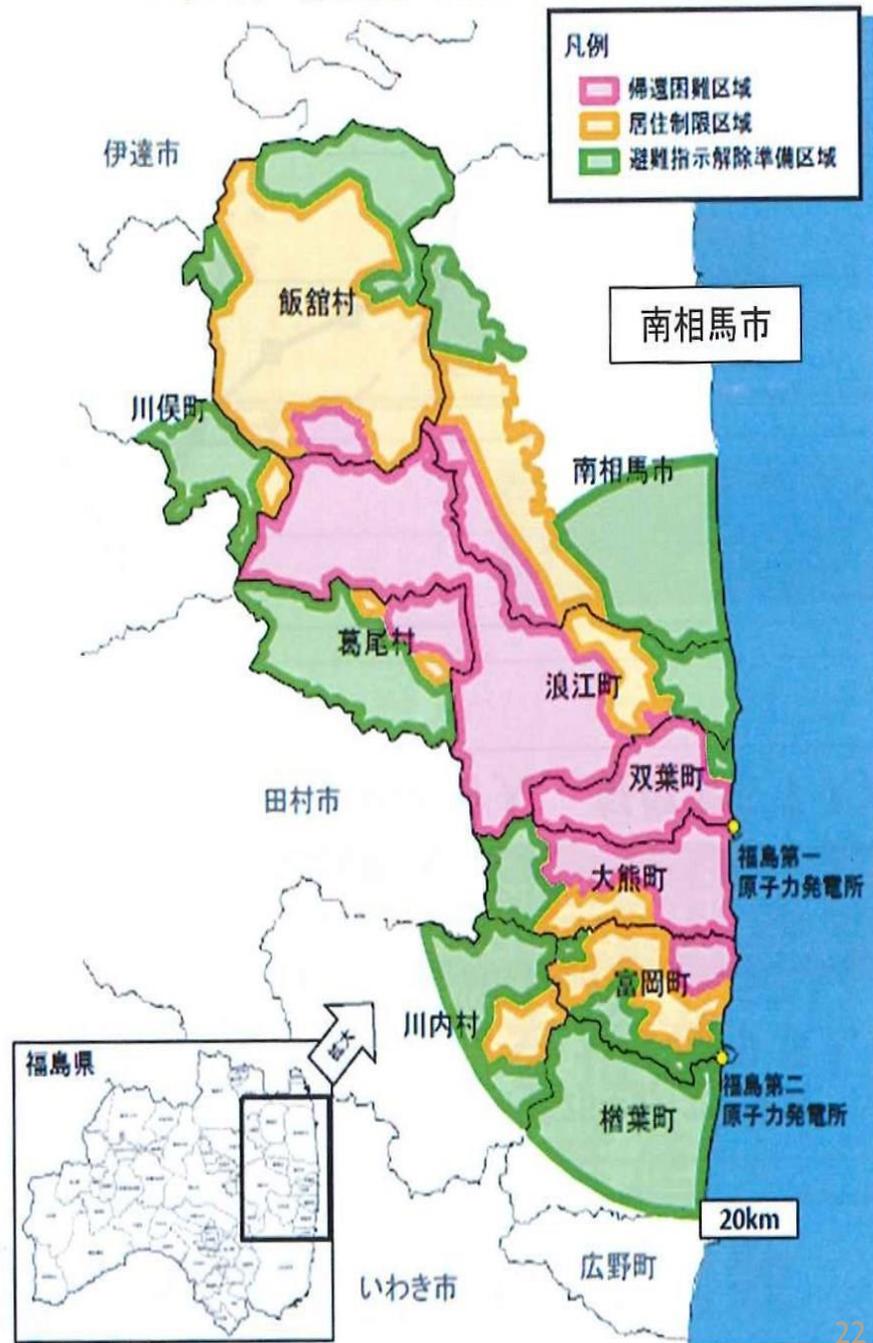


災害公営住宅

● 津波被災の状況（平成23年4月8日現在）



● 区域の見直し（H26年4月現在）

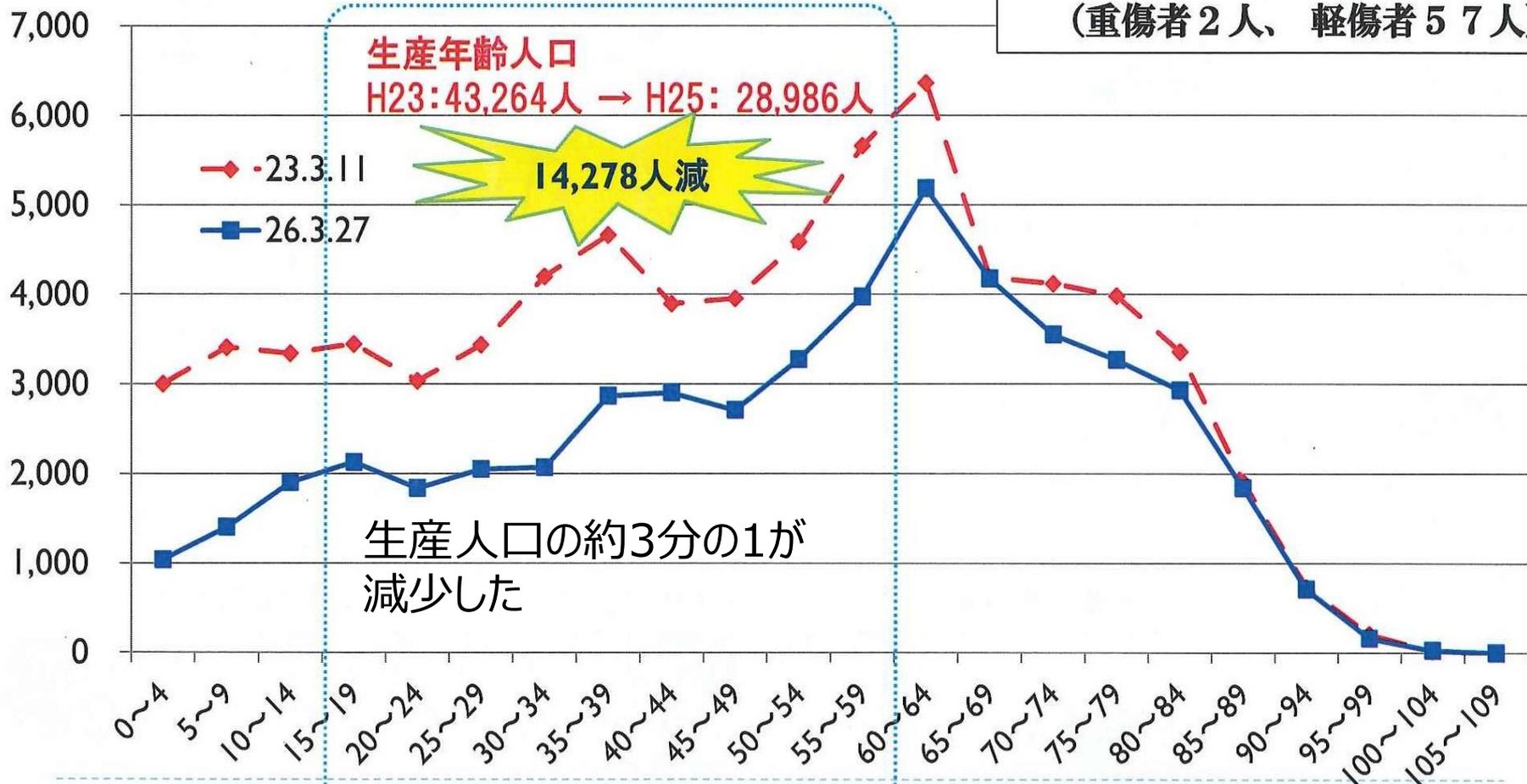


南相馬市の現状：生産年齢人口の減少

- ・年少児を持つ若い世代を中心に避難しており、急速な高齢化が進行(25.9%から33.3%へ)。
- ・市外避難者を加えた流出人口の約8割が50代以下。

【人的被害】 平成26年5月28日現在

- ・死亡 1,093人
(うち震災関連死 457人)
- ・行方不明 0人
- ・負傷者 59人
(重傷者2人、軽傷者57人)



原発さえなければ...

原発さえなければいいけど思ってます

相馬市の酪農家・菅野重清さんは、妻と2人の息子を残し、堆肥小屋の壁に「原発さえなければ」と書き遺して自殺した。

「原発に村を建て」

残った酪農家は願って下り

先立つ 不幸

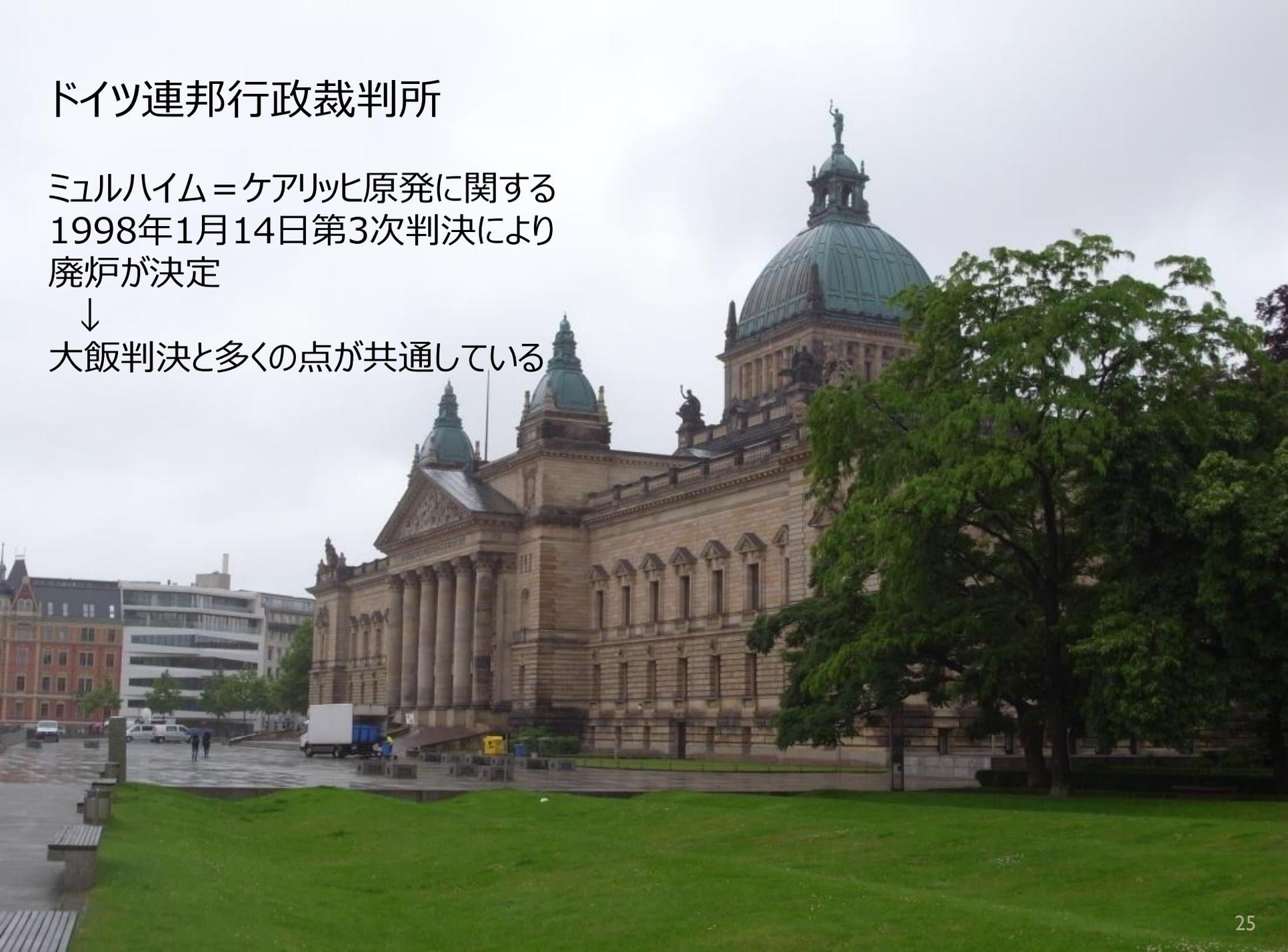
仕事をやる気力をなくしました

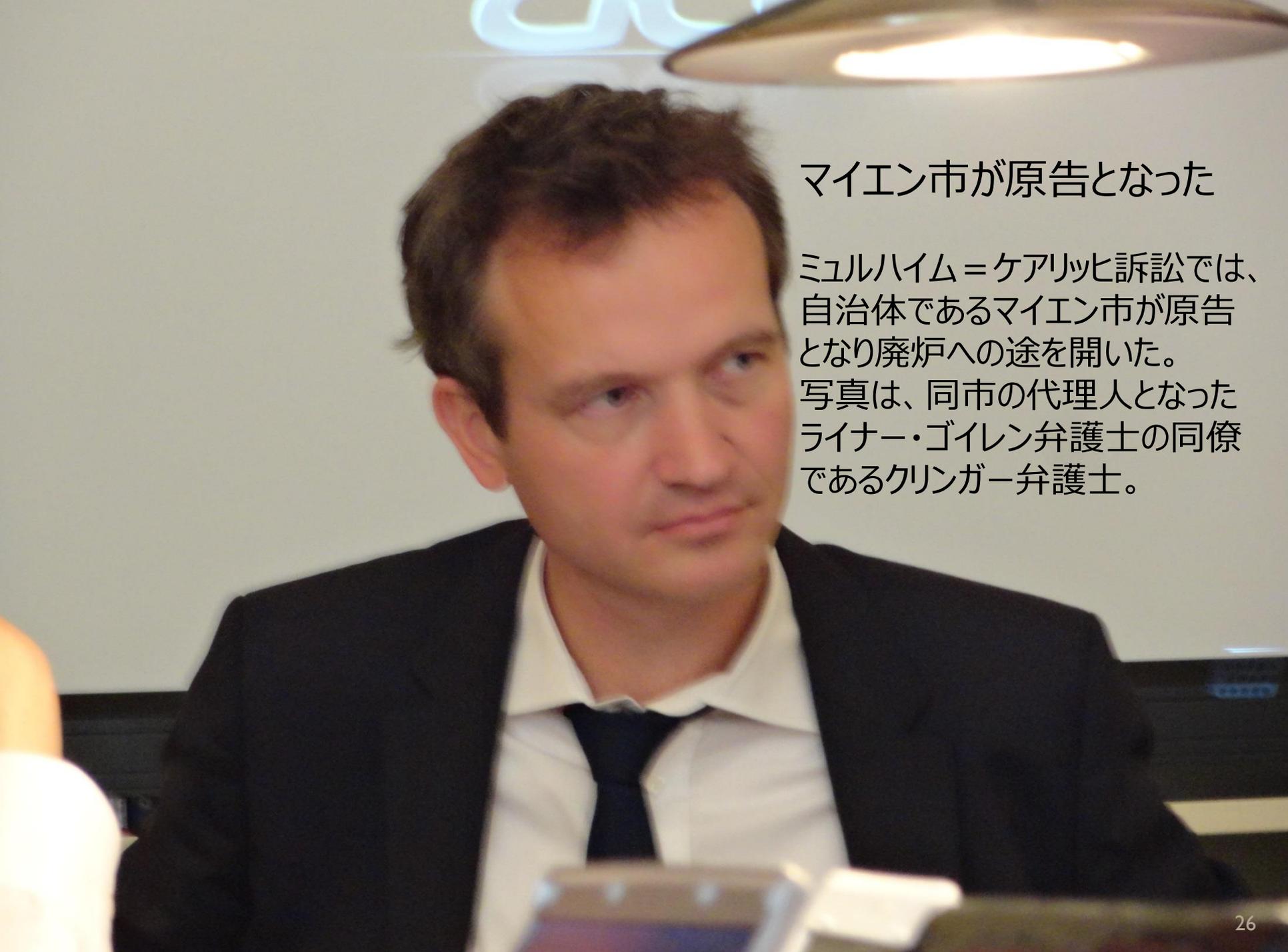
ドイツ連邦行政裁判所

ミュルハイム＝ケアリツヒ原発に関する
1998年1月14日第3次判決により
廃炉が決定



大飯判決と多くの点が共通している



A man with dark, wavy hair, wearing a dark suit jacket, a white dress shirt, and a dark tie, is looking towards the right side of the frame. He is seated at a table, and a portion of a white plate is visible in the bottom left corner. The background is a plain, light-colored wall with a circular light fixture visible above him.

マイエン市が原告となった

ミュルハイム＝ケアリツヒ訴訟では、自治体であるマイエン市が原告となり廃炉への途を開いた。写真は、同市の代理人となったライナー・ゴイレン弁護士と同僚であるクリンガー弁護士。

内容

- 1 存立維持権の具体的内容
- 2 福島第一原発事故による自治体存立の危機
- 3 被告国に対する反論①-法律上の争訟性
- 4 被告国に対する反論②-原告適格

3 反論① - 法律上の争訟性

(1) 宝塚市パチンコ条例判決（最判H14.7.9）

	宝塚市事件	本件
当事者	自治体 → 個人	自治体 → 国
利益の性質	行政上の義務履行確保	自治体自体の存立維持
自治体の立場	専ら行政権の行使	財産権主体の側面もあり （「専ら」ではない）

→全く事案が異なる。

3 反論① - 法律上の争訟性

(2) 那覇市情報公開条例判決（最判H13.7.13）

国 → 那覇市

国は、「建物の所有者として有する固有の利益が侵害されたこと^{をも}理由として本件各処分を取消しを求めている」のであるから「法律上の争訟に当たるといふべきである」

本件はまさに存立維持権と並列して、財産権侵害を理由として原発設置許可処分の無効等を求めているのであるから、この判例に従えば、法律上の争訟性は認められる。

内容

- 1 存立維持権の具体的内容
- 2 福島第一原発事故による自治体存立の危機
- 3 被告国に対する反論①-法律上の争訟性
- 4 被告国に対する反論②-原告適格

4 反論② - 原告適格

ポイント①-改正前炉規法か改正後炉規法か

- 改正前炉規法によって国の機関がした許可は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて相当の国の機関がした許可とみなす（原子力規制委員会設置法附則§3 I）

↓したがって

根拠法令は改正後を前提とする（被告国の主張は誤り）

ポイント②-被侵害利益が重要で、侵害態様も重大

- 自治体の存立維持権は、私人でいえば生命に匹敵する重要な利益。原発事故は、これを半永久的に侵害する。

ポイント③-もんじゅ最高裁判決

- 個人と法人とを別異に扱う理由なし。
→ 法人と地方自治体とを別異に扱う理由なし。